

平成30年度

所沢市民体育館等LED化整備事業に係る
プロポーザル実施要領

所沢市教育委員会教育総務部
スポーツ振興課

所沢市民体育館等LED化整備事業に係るプロポーザル実施要領

所沢市が管理する市民体育館及び地区体育館4館のアリーナ等の照明灯（482灯）をLED化するにあたり、包括リースにより器具の調達から取替工事、維持管理をする事業者から広く提案を募り、市にとって最も優れている事業候補者を選定するため、次のとおり事業提案の募集（以下「本プロポーザル」という。）を行います。

1. 業務目的

所沢市（以下「市」という。）では、マチごとエコタウン所沢の実現に向け、市域における温室効果ガス排出量の削減及び消費電力抑制のため、市が管理する市民体育館及び地区体育館4館のアリーナ等の照明灯をLED照明灯に灯具交換します。

LED照明灯の導入にあたっては、10年間の包括リース方式を活用することにより、初期導入費用を平準化し、照明灯の効率的な整備及び維持管理を図ることを目的とします。

2. 業務概要

(1) 事業名称

所沢市民体育館等LED化整備事業

(2) 事業形態

ア LED照明灯の灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的リース契約

イ リース期間は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までの10年間とする。

(3) 業務内容

ア 灯具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借

イ 灯具及び設置に必要な付属品一式の取替工事

ウ 取り付けたLED照明灯の維持管理

エ 撤去した照明器具の運搬及び処分

(4) 業務場所

所沢市民体育館・地区体育館4館（柳瀬、新所沢、小手指、三ヶ島）

(5) 工事期間

平成31年4月1日から平成31年4月30日まで

(6) 賃貸借期間

平成31年5月1日から平成41年4月30日まで

(7) 事業限度額（消費税込）

総額 145,361,000円（10年間分のリース料）

(8) 事務局

所沢市 教育総務部 スポーツ振興課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

TEL：04-2998-9248（直通）

FAX：04-2998-9167

E-mail：a9248@city.tokorozawa.lg.jp

3. 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「事業者」という。）は、リース事業者単独企業、またはリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルへの参加申込み時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。

また、グループの代表者はリース事業者とし、市との連絡窓口となるとともに、契約等諸手続きを行うものとする。

4. 資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とし、（１）～（５）は全構成事業者の要件、（６）は代表事業者の要件とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- （２） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者でないこと。
- （３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （４） 次に該当する者がいないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。
- （５） 国税及び地方税に滞納がないこと。
- （６） リース方式又は E S C O 事業により、公共施設等への L E D 照明灯に関する納入実績があること。

5. スケジュール

| 項目 | 日程 |
|------------------|--|
| 業務説明会の参加申込み期間 | 7月 2日 (月) 午前9時から 7月 5日 (木) 午後5時15分まで |
| 業務説明会 | 7月 6日 (金) 午前10時から |
| 質問の受付期間 | 7月 9日 (月) 午前8時30分から 7月18日 (水) 午後5時15分まで |
| 質問の回答 | 7月26日 (木) 午後3時以降 |
| 企画提案書等の提出期限 | 8月 2日 (木) 午後5時15分まで |
| 一次審査 (書類審査) | 8月14日 (火) |
| 二次審査 (プレゼンテーション) | 8月28日 (火) |
| 審査結果の通知発送 | 9月 5日 (水) |
| 契約締結 | 12月末まで |

6. プロポーザルの公募及び説明図書の配布

本プロポーザルの公募を以下のとおり行い、併せて説明図書の配布を行います。

- (1) 配布日時 平成30年7月2日 (月) 午前9時から
平成30年7月5日 (木) 午後5時15分まで
- (2) 配布場所
ア 事務局 (前記2. (8) に同じ)
イ 所沢市ホームページ (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>)
- (3) 所沢市民体育館等LED化整備事業に係る実施要領 (以下「実施要領」という。) 及び仕様書

7. 本プロポーザルへの参加について

本プロポーザルへ参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申込書 (様式1)」を事前に提出の上、必ず業務説明会に出席してください。なお、業務説明会へ出席しない場合は、企画提案書の提出はできません。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書 (様式1)
- (2) 提出期限 平成30年7月5日 (木) 午後5時15分まで
- (3) 提出方法 電子メール

(表題に「プロポーザル参加申込」と明記の上、押印したプロポーザル参加申込書をPDFファイルとし電子メールにて送信)

※送信後に電話での着信確認をしてください。

直接持参も可とします。

- (4) 提出先 事務局 (前記2. (8) に同じ)

(5) 業務説明会

①日時 平成30年7月6日(金) 午前10時から

②会場 所沢市役所 7階701会議室

(6) その他 説明会参加は、1グループ3名までとします。

(7) 現場確認

①市民体育館 ……7月9日(月)

②地区体育館4館 ……7月10日(火)から7月18日(水)の期間
(※土日祝日を除く)

◎業務説明会当日に「プロポーザル参加申込書(様式1)」に押印した原本を提出することとします。

8. 質問書の提出及び回答

企画提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けます。

なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けません。また、質問の内容によって、事業者の選定等に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

(1) 提出書類 「質問書(様式2)」に記載の上、提出してください。

(2) 提出期間 平成30年7月9日(月) 午前8時30分から
7月18日(水) 午後5時15分まで

(3) 提出方法 電子メール(表題に「プロポーザル質問書」と明記。)
※送信後に電話での着信確認をしてください。

(4) 提出先 事務局(前記2.(8)に同じ)

(5) 回答日時 平成30年7月26日(木) 午後3時以降
所沢市ホームページ(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>)に掲載

9. 提出書類

事業者は本プロポーザルの企画提案書を作成し、添付書類と併せて提出してください。

(1) 企画提案書

企画提案書の内容については、「10. 企画提案書作成にかかる記載事項等」を必ず明記し、本実施要領及び仕様書に記載された要件を満たした内容としてください。

ア 企画提案書の提出は代表事業者からの提出とし、1者につき1案とします。

イ 「企画提案書(様式4)」を表紙とし、規定の様式を使用してください。なお規定の様式に記載の項目が網羅されていれば別葉も可とします。

ウ その他の書類については、様式は自由ですが、原則A4判の用紙とします。なお、必要に応じてA3判折り込みや、カラー印刷も可とします。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意してください。

オ 提出部数は、12部とします。

(2) 添付書類

以下の添付書類を綴じたものを1部提出してください。なお、共同提案の場合は、全構成事業者のものを一式ずつ提出してください。

ア 商業登記簿謄本（全部事項証明書）・印鑑登録証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

イ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び市民税等の国税、都道府県税及び市町村税全てに関する納税証明書を各一通ずつ。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可。

ウ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書などの財務諸表。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。

エ その他

- (ア) 選定した灯具の寸法などの仕様や外観写真及び設置に必要な付属品一式の仕様が記載されているカタログ。なお、頁の抜粋又は写しでも可。
- (イ) 品質マネジメントシステムISO9001又は環境マネジメントシステムISO14001登録証の写しについて、システムを取得している場合のみ提出すること。
- (ウ) 企業の沿革及び主要な営業経歴等の概要が記載された企業パンフレットや経歴書があれば添付すること。

(3) 提出期限 平成30年8月2日（木）午後5時15分まで

※ 受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 提出方法 持参

(5) 提出先 事務局（前記2.（8）に同じ）

(6) その他 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、市から要請のあったものについては、この限りではありません。

10. 企画提案書にかかる記載事項等

企画提案書には以下の内容を必ず明記してください。なお、事業対象灯数の内訳については、仕様書を参照してください。

(1) 事業者について

企業概要及び事業実績について、代表事業者と灯具を取り扱う事業者のそれぞれのを「企業概要（様式5）に記載すること。なお、事業実績については、リース方式又は、ESCO事業による公共施設等へのLED照明灯の納入実績を記載すること。

- (2) 事業概要について
事業全体の基本方針、実施体制（役割分担）、事業スケジュール等について、「事業概要（様式6）」に記載すること。
- (3) 使用機器について
ア 選定した灯具の性能・数値等を「使用機器概要（様式7）」に記載すること。
イ 別紙にてそれぞれの照度分布図を作成し、添付すること。
- (4) 取替工事について
ア LED照明灯への取替工事の施工体制、施工時の安全管理について、「取替工事概要（様式9-1）」に記載すること。
イ 既存灯及び取替工事により発生した付属物等の処分等について、「取替工事概要（様式9-1）」に記載すること。
ウ 工事中に発生した事故等への対応や、保険の補償等について、「取替工事概要（様式9-2）」に記載すること。
エ 工事期間内に、LED照明灯への取替工事及び運用開始を行うために工夫している点があれば、「取替工事概要（9-2）」に記載すること。
- (5) 維持管理について
ア 維持管理の取組体制、LED照明灯の不具合発生時における市との連絡体制の構築や緊急対応方法について、「維持管理概要（様式10）」に記載すること。
イ 災害の発生や灯具が想定以上に故障、腐食、リコールをした場合などの不具合における対応方法を「維持管理概要（様式10）」に記載すること。
ウ 加入する保険の名称及び補償内容について、「保険概要（様式11）」に記載すること。
エ 維持管理を行う上で、コスト削減及びサービス水準の確保・向上等の観点で工夫している点があれば、「その他の提案事項（様式12）」に記載すること。
- (6) 事業費用について
リース料の総額及び年度ごとのリース料金、内訳として機器費、取替工事費、維持管理費、諸経費等に分けて「事業費内訳（様式8）」に記載すること。
- (7) 事業効果について【資料1を参照】
LED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの10年間にかかる電気料金、消費電力及び二酸化炭素排出量を算出の上、本事業による削減効果分かる資料を提出すること。
- (8) 上記事項以外や仕様書に記載の無い独自のノウハウや提案があれば「その他の提案事項（様式12）」に記載すること。

11. 審査

本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、別に定めるところによる「所沢市民体育館等LED化整備事業者選定委員会」において企画提案書やプレゼンテーション等の審査を行い、最優秀提案者を選定します。

(1) 審査日程

- ア 一次審査 内 容：書類審査
期 日：平成30年8月14日（火）
- イ 二次審査 内 容：プレゼンテーション（質疑応答を含む。）
期 日：平成30年8月28日（火）
提案時間：説明20分以内、質疑20分程度とします。
参加人数：4名までとします。

ウ 注意事項

- ・二次審査へは実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させてください。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とします。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととします。
- ・二次審査は個別に行い非公開とします。
- ・パワーポイントは使用可とし、プロジェクターとスクリーンは準備しますが、パソコン等は持参頂きますようお願いいたします。

(2) 結果通知

最終審査結果は、平成30年9月5日（水）に書面により通知します。
また、所沢市のホームページにも掲載することとします。

(<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>)

なお、窓口・電話等による問い合わせには応じません。

(3) 審査基準

| 評価目 | 評価の視点 |
|----------------|--|
| 事業者について | ・ 経営状況や資金計画などの安定性 ・ 本事業の類似事業の実績 |
| 事業概要について | ・ 事業実施の確実性 ・ 取替灯具の妥当性 |
| 事業費用及び事業効果について | ・ 事業総額の優位性 ・ 事業効果（電気料金、温室効果ガス削減等）の優位性 |
| 機器及び取替工事について | ・ 灯具の品質、性能の優位性 ・ 施工計画（スケジュールを含む）の合理性 ・ 施工体制等の確実性 |
| 維持管理について | ・ 維持管理に関する内容及び体制の信頼性 ・ 緊急時、不具合時の対応状況（補償を含む） |
| その他 | ・ 独自の提案や創意・工夫など |

1 2. 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとします。
- (2) 市は、提案者の承諾を得ずに、提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとします。なお、提出された書類等は返却しません。
- (3) 市は提案者から提出された企画提案書等について、所沢市情報公開条例（平成13年所沢市条例第6号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、本プロポーザルの最優秀提案者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出の方法が本実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 提案金額が事業限度額の総額を超えた場合

1 4. 契約

- (1) 所沢市は、選定された候補者を本事業に係る随意契約の見積書の徴取相手とし契約交渉を行う。この際、所沢市は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。
- (2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手とする。
- (3) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。

1 5. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- (2) 市が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- (3) 説明会参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を提出してください。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではありません。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとします。ただし、必要に応じて提出された書類について、市から追加資料を求めることがあります。
- (5) 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定は行いません。また、参加者が1者の場合であっても、市の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として選定します。
- (6) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞、単位は除く）」、通貨は「円」とします。
- (8) この実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び市の条例規則等の定めるところによります。